

第 7 回 国民生活センター分科会 議事録

内閣府国民生活局消費者調整課

1. 日 時：平成 18 年 3 月 17 日（金）13 時 00 分～14 時 15 分
2. 場 所：内閣府庁舎 5 階特別会議室
3. 出席委員：山本分科会長、伊集院分科会長代理、大河内委員、大森委員、長岡委員
4. 議事次第
 - (1) 評価基準について
 - (2) 項目別評価表、総合評価表について
 - (3) 中期目標及び中期計画の変更について
 - (4) その他

5. 議 事

○山本分科会長 ただいまから第 7 回「内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会」を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

それでは、まず本日の配付資料につきまして、事務局の方から御確認をお願いいたします。

○勝見消費者調整課長 それでは、念のため、お手元の配付資料をごらんいただきたいと思えます。

一番上に本日の議事次第が置いてございます。

1 枚めくっていただきますと、配付資料一覧を掲げております。

まず資料 1 としまして、2 年前に当分科会で決定していただいた評価基準を用意させていただいています。これは昨年に変更を加えずにこのまま使わせていただいて、本年どうするかはまた後ほど御議論をいただきたいと思えます。

資料 2 は、16 年度の評価結果を総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に送った結果、国民生活センター独自でのコメントというのはなかったのですが、内閣府の所管法人共通意見として 2 点出されております。これは一番後ろにあります参考資料 1 のうち、当分科会に係のあるものの抜粋でございます。

資料 3、A 3 横置き大きな資料でございますけれども、これが本日、主として議論していただきたい、17 年度の業務実績に対する項目別の評価表でございます。

続きまして、同じ A 3 横置き大きな紙で、総合評価表のひな形でございます。基本的に昨年と同じスタイルのままにしております。

資料 5 は、本日何回かこの行政改革の重要方針について触れさせていただきますが、そのうち

の当分科会に関係の深い部分の抜粋でございます。

資料6～8が、本日のもう一つの大きな議題であります中期目標、中期計画の一部変更についての資料でございます。資料6はその変更点の概要、資料7は中期目標、資料8は中期計画、それぞれ新旧対照の形で掲げております。

資料9、10は、今後のスケジュールに関する資料でございます。

資料11として、昨年の7月と8月に審議していただきました分科会の議事録を置かせていただいております。

最後に参考資料として1と2。これは本委員会の方から既に各委員には送付されているのと同じものでございますが、参考までに本日の資料とさせていただきます。

以上、もしない資料がございましたら、事務局の方から早束手配いたします。

○山本分科会長 資料の方はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。最初の議題であります、平成17年度の評価基準案につきましては、前年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて改正することとされておりますが、改正の必要性について、何か委員の方から御意見ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。ございませんようでしたら、評価基準は原案どおりといたしまして、次に項目別評価表（案）及び総合評価表（案）につきまして、これも勝見課長の方から御説明をお願いします。

○勝見消費者調整課長 それでは、事務局から資料2～4につきまして、一括して説明させていただきます。

まず資料2は先ほど申し上げましたけれども、16年度の評価結果について、総務省の委員会から内閣府所管独立行政法人への共通意見として、2点コメントが出ております。

1つは、財務内容の改善及び業務運営の効率化に関する事項について、業務運営の効率化の達成状況、財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況付附属明細書のセグメント情報等を明らかにした上で評価をすべきであるという意見が来ております。

このコメントに対しまして、17年度の評価に当たっては、特に財務状況につきましては、当分科会では公認会計士でいらっしゃる長岡委員を中心に財務面の評価はしていただいておりますけれども、実は昨年の評価をしていただく際に、長岡委員からも財務情報について、もう少し詳しいデータを出していただければという御意見もございましたので、17年度の評価に当たっては、類似業務ごとの財務情報を国民生活センターの方から出していただいて、またその説明を受けた上で評価をしていただければどうかと考えております。もう一点「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」、これは毎年、経済財政諮問会議が6月ごろに公表しております、いわゆる骨太の方針でございますが、昨年の骨太の方針の中で、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、法人に対する運営費交付金等を見直すことという意見が出されておまして、この流れを受けて、昨年末に行政改革の重要方針ということが閣議決定されております。

それによって、国家公務員に準じて独立行政法人も人件費の抑制をしてほしいということになっておりますので、それについて当分科会でも評価をしていただくということになっております。これは後ほど、項目別評価表のところ、あるいは中期目標及び中期計画の一部変更のところで詳しく説明させていただきます。

それでは、A3横置きの大きな紙でございますが、資料3をごらんいただきたいと思います。全体的な体裁は昨年と同じでございます。昨年かなり体裁等についても変更させていただきましたので、本年の事務局案としては修正箇所は数か所にとどまっております。

体裁としましては、まず一番左側の列には「中期計画の各項目」が掲げてございます。左から2列目の「評価項目」という欄でございますけれども、ここは17年度の国民生活センターの業務計画を中期計画に沿って並べてございます。

その1つ右側の指標の欄にこういった指標で判断するか。更にその右側は評価基準。ここは定量的なものと定性的なもの両方ございます。

実績欄。ここの記載事項について、こういった方向で国民生活センターの方で書いてほしいというのをあらかじめ示して、それに沿って記入していただく方式に昨年改めましたけれども、本年度も同じやり方でやっていただければと事務局としては考えております。

以下、ページの順番に簡単に説明させていただきます。

まず最初の「一般管理費」のところでございますけれども、基本的に一般管理費、2つ目の業務経費、最適化計画、業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置の3項目でございますけれども、ここの国民生活センターの一般管理費の中には退職金を除く人件費が含まれておりますので、先ほど少し触れました行政改革の重要方針を踏まえた対応状況について分科会で評価していただくということ、場所としてはこの欄でやっていただくかと思っております。

ですから、実績の記載事項の欄に国民生活センターの方から行革の重要方針を踏まえた国民生活センターの対応を記入していただいて、なおかつ7月の分科会場で御説明いただいて、全体として評価していただきたいと考えております。ここが1つ昨年と変えた点でございます。

行革の重要方針の中は、後ほどまた説明いたしますけれども、独立行政法人の各評価委員会はその人件費削減の取組み状況及び国家公務員に比べて給与水準の高い法人について、その給与水準の適切性を事後評価するとされております。

次に、2の国民に対して提供するサービスの方に移らせていただきますけれども「(1)消費生活情報の収集」、P I O - N E Tの運営に関する部分でございます。ここの各項目は基本的に昨年と同じ指標、同じ評価基準とさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、2ページですが「②消費者トラブルメール箱」。ここが今回少し評価基準を変えたところでございます。昨年まではその消費者トラブルメール箱への収集件数のみの定量的な評価基準になっておりました。3,500件以上ということです。ここの定量的な評価基準については、そのまま変えておりませんが、この分科会での意見、あるいは15年度の評価結果に対する総務省からのコメント等もありまして、単に集めた件数だけで評価するのはどうかという御意見もありましたので、定量的な基準だけではなくて、収集された情報に

対して、国民生活センターでどのように対応したかといったところを書いていただき、説明を受けた上で定性的な指標を併せて評価していただければと考えております。

「(2) 国民への情報提供」の方に移らせていただきますけれども、国民生活センターは毎月記者発表を行いまして、いろいろな情報提供を広く国民に対して行っておりますけれども、毎年20テーマ以上提供する。この辺の指標及び評価基準は前回と同様にしております。ホームページへのアクセス状況、この辺の指標もすべて前回と同じにしております。

3ページに移らせていただきまして、ここでテレビ番組、定期出版物。この辺の評価の指標あるいは評価の仕方、ここも昨年一部変えさせていただきましたので、本年は同じ基準でやっていたらと考えております。

基本的に、テレビ番組あるいは定期出版物等はアンケート調査によるものが定量的な評価、またそれをどう活用したか等の説明を受けた上で、併せて評価していただくということにしております。

また1枚めくっていただきまして、4ページになりますけれども「(3) 苦情相談」への対応ということでございます。消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置して、苦情相談に対応するというので、この辺は専門家の配置状況と定量的な評価基準、昨年と同様でございます。

個人情報の取扱いに関する苦情相談。ここは昨年はまだ個人情報に対する対応が初年度ということもありまして、新たにマニュアルを作成するといった項目がありましたけれども、17年度から2年目に入り、実際に運用がスタートするというので、もうマニュアルの作成等は済んでおりまして、評価項目の書き方が昨年とは少し変わっておりますけれども、基本的に指標あるいは評価基準のところは昨年と同様のスタイルを取らせていただいております。

「③地方センターの苦情相談処理への支援」。経由相談や資料として各消費生活センターに緊急情報、製品事故情報等を配布するというところについてでございますが、この項目につきましても昨年と同じ指標、同じ評価基準で行いたいと考えております。

1点、5ページの中段になりますけれども「経由相談の比率状況」というところがございまして、これは本中期計画期間中に経由相談の比率を、左側の中期計画の各項目のところに書いてありますけれども、全相談件数に占める経由相談の比率を50%以上にするという中期計画での目標がありますので、徐々に計画期間中に高めていく必要があります。17年度計画では従来40%以上としていたものを43%以上としておりますので、ここが若干数字が変わっております。

「④消費者苦情処理専門調査会」。これは年に4件以上の情報提供を行うということで、これも同じでございます。

「⑤苦情処理・紛争解決に関する総合的窓口機能の整備」。この部分については、定量的な指標が難しいものですから、定性的な判断をお願いしたいと思っております。

また1ページおめくりいただきまして、6ページでございますが「(4) 関係機関への情報提供」ということで、まず「①地方センターへの情報提供」について。

毎月、国民生活センターから各市の消費生活センターへ『P I O-N E T通信』というのを送

付しておりますけれども、これも毎月1回ということで、定量的な評価基準をつくっております。また、回数だけではなくて、記載内容についても併せて評価していただくということでございます。

地方センターとの電子的情報、基本的に現在は紙媒体で地方センターに情報を提供しておりますけれども、徐々に電子媒体への提供に切り替えていこうという、国民生活センターとしての計画があります。この辺のところは、その取組み状況を説明していただいて、定性的に御判断いただければと考えております。

「②行政機関等との情報交流」。これは各関係省庁からP I O - N E T情報を中心に国民生活センターの方への情報提供依頼が非常にたくさん来ておまして、これに積極的に対応しております。その対応状況を記入していただいて、評価していただく。法令に基づく裁判所、警察等からの照会も同様に行いたいと思います。

「③消費者団体、事業者団体、N P O等との情報交換」。国民生活センターでは毎年、消費者フォーラムという大きなイベントを行っておりますけれども、そこへの参加状況という定量的な指標と、フォーラムの内容という定性的なものを併せて評価をお願いしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、7ページでございますが、事業者団体との定期的な意見交換を年4回以上行う。これも昨年と同様でございます。

「くらしの情報交流プラザ」が国民生活センターの東京事務所、品川の建物の中に平成16年の秋にできましたので、そこを使って「くらしの情報交流プラザ☆さろん」というのを毎月1回開催するというようにしておまして、その開催状況あるいはその中身等を説明していただいて、定性的な判断をお願いしたいということでございます。

「(5)研修」につきまして、昨年、研修に対する評価のスタイルを変えさせていただきましたので、本年は基本的に昨年のスタイルを踏襲しております。17年度の研修についての計画としては、これもおおむね前年度と変わっておりません。研修は7～9ページにわたりますので、研修コースが幾つもありますものですから、3ページにわたって掲げてありますけれども、基本的に昨年と同様のスタイルを取っております。

10ページに移らせていただきますが、一番上のところで「②消費生活専門相談員資格の審査及び認定」という項目がありまして、毎年秋に国民生活センターが消費生活専門相談員の資格を付与するための試験を全国で行っております。

従来は、この評価指標として、全国各地の何か所で試験を行ったかという、定量的な評価だけでした。この分科会の場合でも御議論いただきましたけれども、一部非常に応募者の少ない会場が出たりして、費用対効果の関係から、必ずしも試験会場の数を増やせばいいというものでもないかなということになって、今回、評価基準の指標の数としては、昨年に比べて少し減っておりますけれども、その代わりに地方都市での開催割合を新たな定量的な指標として加えさせていただいております。また受験者数を増やす努力について、国民生活センターがどのように対応しているか、そういったことの説明も受けた上で定性的な判断をお願いして、併せて全体として評価していただこうかと考えております。ここが昨年と少し変えたところでございます。

次に「(6) 商品テスト」でございますが、原因究明テストにつきましては年間 45 件以上、問題提起型テストにつきましては年間 12 件以上ということで、ここも定量的な指標及び定性的な指標ともに昨年のスタイルを踏襲しております。

次の 11 ページに移らせていただきますけれども「(7) 調査研究」につきましては、その研究内容あるいは外部評価の結果等を踏まえて、定性的な御判断をいただきたいと考えております。

以下、予算あるいは人員に関する計画等、こういった体系的な事項につきましては、従来から全く同じスタイルでございますので、特段の説明は省かせていただきたいと思います。

昨年と比べて余り形式を変えていないものですから、簡単な説明になってしまったかもしれませんので、もし何か御質問があれば、後ほどお願いしたいと思います。

続きまして、資料 4 でございますが、総合評価表のひな形でございます。これは基本的に評価項目の欄は昨年と変えておりません。この総合評価表は実際上はこの右側に書き込む評価の書き方が重要でございますので、事務局としては評価項目のスタイルは変える必要はないかなと考えておりますが、これも後ほど御意見があれば、お願いしたいと思います。

資料 4 まで、私の説明は以上です。

○山本分科会長 それでは、資料 2～資料 4 をワーキングドキュメントいたしまして、一括して御意見、御質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。

○大森委員 これは直接その評価のことと関係ないんですけども、専門相談員の資格審査認定をやっていますでしょう。これは一度この審査の認定を受けると、ずっと専門相談員という人は、それ以降、技術的な知識についてもやはり相当いろいろ変わってきますでしょう。この方々は一定期間を過ぎると研修か何か受けるような仕組みになっているんですか。

○藤村理事 資格を認定しますと、5 年後に更新という形を取っているんですが、今の状況は更新時に何か負荷をかけるようなことはやっていません。だから、申請してくれれば更新するというやり方をしています。

本件については、私も若干いろいろ問題意識がございまして、更新の段階において、ただ申請すればそれでいいということではなくて、何らかの研修を受けさせるとか、そういうことをやらなければいけないのかなということで、今、検討している最中です。

○大森委員 わかりました。

○山本分科会長 ほかに。

○大森委員 もう一つあるんですけども、この 12 ページに前々から一種の懸案みたいになっていて、人事に関する計画の欄のところの退職制度、これは組合側との交渉問題でもあるのではないかと見ていて、これは今年もまだ検討状況なんですか。何か方向性は見えてきましたか。

○藤村理事 18 年度で年度末退職に移行するということにいたしまして、既に規程改正を行っています。

○大森委員 それは組合の皆さん方も御了解ですか。

○藤村理事 もう全然問題ないと。

○大森委員 そうですか。それでは、解決するというので、ありがとうございました。私は以

上2点です。

○山本分科会長 ほかにございますか。このペーパーの御説明で、昨年という言葉が出てきましたが、これは16年度ということになりますね。今、評価しても、あと数日で終わる、そこをこの夏に評価する評価表をつくっているという話で、非常に気が抜けたような部分もあるんですが、したがって、大森先生から出た御意見はむしろ18年度のお話で、それはどうしても、そうならざるを得ないという部分もございますので、場合によってはちょっと広めに広げて、その部分もこの機会に御意見を出していただくということもよいかと思っております。

このペーパーに関係するところを中心にお願いしますが、更にやや幅広に御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大森委員 これは、こちらの独立行政法人の方の御意向があるんだけれども、私どもはやはり評価していると、こういう情報もああいう情報も欲しいとあって、何となく増えているんですね。これは一般的なんですけれども、そのことが現場の方々にこと細かくいろんな注文がついて、この評価作業の用意そのものがすごく重荷になってくる気配があって、こういうところはやっているんだけれども、思い切って削って全体の効率、例えば、効率化の評価に余り関係ないから、こういうのはもういいんだというようなものがあれば、少し出していったらどうかなと思うんです。

これがどんどん大変になっていって、一度やり始めるとなかなか項目を削りにくいんですね。後退したような印象を与えるんだけれども、私どもの方もいつもこうやって新しく付け加えてという話になりますでしょう。こういうことは当然なので、もう当然おやりになっている項目だからいいというような、そういうこともそろそろ考えなければいけないのではないかなと思ってるので、そのセンターの方でこういうところはこうやって評価の項目になっているんだけれども、今後は少し整理をしてもいいのではないかなということがあれば、そういうことを出していったらどうなんでしょうね。にわかにはここはいいというのはすぐに言えないけれども、何となくそういう傾向に向かっているのではないかなと思うんです。

○勝見消費者調整課長 事務局から補足させていただきますと、15年度の評価に当たって、最初の分科会で、私はその当時はいなかったんですけども、議事録あるいは前の方から聞いた感じだと、国民生活センター側から出していただいた資料が少し足りなかったという印象をお持ちの委員の方が多くて、昨年16年度の評価に当たっては、それを踏まえて、業務実績の報告書もかなり分厚いものをつくっていただいて、評価基準そのものも昨年度の評価については15年度に比べて大幅に手直しをさせていただきました。

その結果、かなり資料としても厚いものになって、全体としては15年度に比べてよくなったという評価をいただいたと事務局としては思っておるんですけども、資料の分量的には16年度と同じぐらいでいいのかなと考えておまして、それも踏まえて本年は評価基準の方も若干の修正にとどめております。

また、国民生活センターの方からも意見を伺って、分科会のための作業がやはり過大になっている部分があれば、そこは改善していきたいと考えております。

○大森委員 私は増やしてきた方にはいるのではないかと、やや反省していて、少し全体として、独立行政法人に移ってセンターの方が落ち着いて、新しい体制に入っていた段階では、そういう一種のこういう項目等の見直しが行われてもいいのではないかと考えているものだから、一言申しました。

○山本分科会長 私ども委員と現場とのそごがあるといけません。では、出さないという方向に行ったら、また、委員の方から出していないじゃないかという繰り返しではちょっと困りますので、その辺のめり張りを付けなさいという御意見だと思しますので、調整を十分行うことが重要かと思えます。その点も課題として今後検討させていただきたいと思えます。

ほかに御意見はございますか。特にございませんでしょうか。

昨年度とかなり共通の項目が多いですので、若干変わった部分もございますけれども、そういう点を踏まえて今後の作業を委員の皆様におかれましては、よろしく願いいたします。

それでは、資料2～4までは、この原案で了承されたものと取り扱わせていただきまして、次の議題であります、独立行政法人国民生活センターの中期目標及び中期計画の変更について、お諮りしたいと思います。

独立行政法人の中期目標及び中期計画の変更につきましては、本来、親委員会の方の役割でございますが、分科会においても議論をさせていただきたいと思っております。ここでの議論を踏まえて、本日この後に開催されます本委員会の方に諮っていただきたいと思いますと考えております。

それでは、勝見課長の方から変更内容について、御説明をお願いします。

○勝見消費者調整課長 それでは、私の方から中期目標と中期計画の一部変更について、説明の方は一括してさせていただきます。また、中期計画の中で、個々の点に細かい御質問があれば、それは国民生活センターの方からお答えいただければと思えます。

一部変更の説明に入ります前に、お手元にあります資料5「行政改革の重要方針（抄）」をごらんいただきたいと思うんですけれども、当分科会に関係すると思われる部分を事務局で抄の形でとりまとめさせていただきました。

ページが打ってなくて恐縮ですけれども、一番最後のページを見ていただけますでしょうか。

（中略）の後に「ウ その他の公的部門の見直し」ということが掲げられております。独立行政法人について、ここで言及されておまして、まず（ア）のところですが、各法人ごとに国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うことを、まず中期目標に書くということがうたわれております。

具体的に各法人はその中期目標に従って、今後5年間で、これは17年度をベースにして18年度からの5年間で5%以上の人件費の削減を行うということが書かれております。

1行後の「これに加え」のところですが、「役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする」。ここで言っております国家公務員の給与構造改革は、昨年の人事院勧告におきまして、国家公務員の給与体系がかなり大きく変わっております。俸給表も号数がかかなり多くなるとか、あるいは全般的に俸給水準は下げて、一部大都市圏では、いわゆる地域手当、特別調整手当の方を増額してバランスを取るといったようなことでございま

すが、その下、国家公務員の給与構造改革に沿って独立行政法人においても給与体系の見直し等を行ってほしいという趣旨でございます。

(エ) のところでございますけれども、各独立行政法人の評価委員会は各法人の人件費の削減の取組み状況及び国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し、厳格な事後評価を実施してくださいということが書かれておりますので、この部分について、夏の7～8月の分科会において御議論をいただくことになるかと思えます。

今の行革の重要方針を踏まえての中期目標及び中期計画の一部変更でございます。資料でいいますと、7と8になります。

まず、資料7の中期目標の一部変更をごらんいただきたいと思うんですが、これは見ていただくと一目瞭然かと思えますけれども、アンダーラインを引いた部分4行を方針として中期目標に書き込んだということでございます。行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるということで、これは内閣府の独立行政法人として統一的な書き方になってございます。

続きまして、中期計画の一部変更でございますが、これにつきましては、今、申し上げました人件費改革に関するものと、国民生活センター独自の予算上の変更がありましたので、大きく2種類ございます。

まず、人件費改革に関する部分ですけれども、資料8の今ごらんいただいているページのところです。中期計画の方には具体的なその削減目標を数字で記入してくださいということが統一的な方針として掲げられておまして、その5年間での削減目標。これは予算ベースでここに記入してくださいということで、財務省主計局を始め、関係の機関からの統一的な指示ということで、ここは予算ベースで書き込んでございます。比較的最近そういう指示があったものですから、ここは4.8%とありますけれども、これは皆様御承知のとおり、もう既に国民生活センターは現行の中期計画に沿って人件費の削減を行っております。毎年約2.4%の削減を行っておりますので、この現行の中期計画と行革の重要方針でうたわれております18年度以降の5年間で重なる部分2年間ですね。18年度、19年度については2.4%ずつ、合わせて4.8%削減するということを書き込んだということでございます。

数字については以上でございますが、その削減の方法についてもある程度触れなさいということが統一的な指示としてまいっておりますので、役職員の給与に関し俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むということにしております。

具体的な削減目標の数字については、内閣府の独立行政法人、各法人によって事情が違いますので、異なるものが入ると思えますけれども、全体的な書き方は共通のものでございます。

人件費削減に関する部分については以上でございますが、国民生活センター独自の事情による中期計画の変更が大きく2点ございます。

1点は、現在の国民生活センターの品川にあります東京事務所は、建築しましてから三十数年経過しておりますので、かなり老朽化している部分もあるんですが、16年の秋に耐震の検

査を行ったところ、補強しないと危険であるという結果が出たものですから、昨年の予算要求時に品川の事務所の耐震補強工事をさせてほしいということで予算要求をいたしました。幸い認められまして、耐震補強工事に必要最小限の予算を認めるということで、3年計画で7億8,000万円ほどの予算をいただきました。本中期計画期間中に重なる部分が18年度と19年度でございますけれども、その分の4億3,100万円を施設整備費補助金という形で掲げさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、3年間の概要がそこに掲げてございます。トータル額で7億8,400万円。18年度をスタートとして3か年計画で耐震補強工事を行います。

もう1点は、これも予算絡みですが、国民生活センターのP I O - N E Tの関連の経費を、従来は内閣府から地方自治体への交付金として配付していたものを、P I O - N E Tのシステム関係の経費として国民生活センターに一括して交付するという予算が17年度から付きまして、それについての変更は昨年の分科会でさせていただいたところです。従来各自治体が各消費生活センターに集まりした苦情相談情報を品川にあります国民生活センターのホストコンピュータに送るためのコンピュータの端末を持っておりますけれども、そのリース契約については各自治体がそれぞれ行っておりましたのを、17年度からそういった端末の経費は一括して国民生活センターの方で持つということになりました。ランニングコストについては既に毎年の予算の中でいただいておりますが、ちょうど18年度、19年度にわたりまして、過去に各自治体が契約をしたリース契約の更新時期が2年にわたって起こってまいります。リース契約更新の際、通常、端末の機器も新しいものになりまして、その初期のいろいろな設定費用として、ランニングコストとは別途新たな経費が必要になってまいります。それは17年度予算要求の際には織り込まれておりませんでしたので、改めて全国の消費生活センターで約400台ほど、情報転送用の端末装置が置いてありますけれども、それを2か年に分けて200台ずつ更新していくということで、その経費として約8,600万円、18年度の国民生活センター予算として認めていただきました。

予算は単年度主義ですので、また19年度予算についても同じように要求していくわけですが、これは財務省の方からのサジェスションもありまして、19年度も必ずP I O - N E Tシステムを維持するための経費として必要なものであるから、19年度予算はまだ付いてはいないけれども、国民生活センターの計画としては、もう既にその額を入れて掲げてはどうかという示唆もありまして、今ごらんいただいている資料8ですと3枚目に別紙1として、中期計画予算の表がございます。そこで現行は125億8,600万円だったんですけれども、端末リース契約の更新に伴う情報端末の入れ替えの際に必要な経費、2年間で約1億7,000万円を増額の形で127億5,600万円とさせていただいております。

以上が18年度予算要求で新たに認めていただいたものに関して、変更の必要が生じたので、かなり技術的なものですが、中期計画の一部変更をさせていただいたということでございます。

更にテクニカルな話なんですけれども、資料8の2枚目をごらんいただけますでしょうか。

「(3) 中期目標期間を超える債務負担」という項目がありますけれども、②の耐震補強工事

については先ほど説明させていただきましたけれども、①に平成17年度から平成23年までのコンピュータの賃貸借とあります。これは実は右側の部分に既に21年度までのコンピュータの賃貸借と記載してありまして、17年度予算でP I O - N E Tの苦情相談情報の直接入力を始めるということで、相談員が使う端末を新たに予算経費として認めていただいたんですけれども、その直接入力用の端末も基本的にリース契約を行っておりまして、原則4年間のリースですので、平成17年度から4年間ですと、本来は20年度までなんですけれども、競争入札を行う関係で年度当初には契約が結べないものですから、1年ずれて平成21年度までということで、昨年この項目を付け加えさせていただいたものです。

それにのっかって、先ほど説明いたしました情報転送用の端末につきましても、18年度、19年度と2年にわたって更新していきますので、19年度に更新した分のリース契約が23年度まで一部かかってしまうということで、かなりテクニカルな問題であるんですけれども、きちんとここに掲げさせていただくという趣旨でございます。

中期目標、中期計画の一部変更に関する私の方からの説明は、以上でございます。

○山本分科会長 それでは、中期目標、中期計画の変更につきまして、資料6～8までとただいまの御説明を踏まえまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。

○大森委員 わからないからお聞きしたいんですけども、資料8でその最終年度に13%削減するというのは変えていないんでしょう。

○勝見消費者調整課長 変えておりません。

○大森委員 その下のアンダーラインが加わっただけでしょう。上の13%との関係はどうなるんですか。そこがわからないんです。

○勝見消費者調整課長 先ほども説明の中で申し上げましたが、ちょうどこの13%削減は平成19年度、暦年で言いますと20年3月までの期間にやらなければいけないということで、ちょうど18年度からスタートする5年間とは18年度、19年度と2年間ダブることになります。

これは当初、行革の重要方針が出たときに、私どもからも行革事務局等に確認したんですけれども、独立行政法人は既に現行の中期計画に沿って人件費も削減しています。その人件費削減もかなり高い目標なものですから、18年度から始まる5年間の5%以上の削減に含めて構わないんですねという確認をしたところ、それで構いませんということです。18年度、19年度については、繰り返しになりますけれども、実はこの13%は人件費だけではなくて、当然一般管理費も含めて13%ですので、内訳は人件費に限りますと約2.4%現在の中期計画で削減する目標計画になっております。

それをそのままこの現行の中期計画中は18年度、19年度は現在の中期計画を着実に実行していくということで、そこで予算ベース上4.8%削減するということです。そうすると5%以上ですから、引き算すると0.2%残ってしまいますけれども、その削減については次期中期計画に委ねるという考え方を取っております。

○大森委員 そうすると13%はどうなるんですか。

○勝見消費者調整課長 それは現在の中期計画どおり実施いたします。

○大森委員 実施して、なお何をやるんですか。なお4.8%は減らすんですか。

○勝見消費者調整課長 18年度から5年間で5%減らす中に、現在の中期計画で実施した分はその内数として含めていいという解釈でございます。ですから、これは予算ベースですけれども、計算上は現在の国民生活センターの中期計画が終わると、まだ0.2%分は達成しておりませんが、残り3年ありますので、それは次期中期計画に委ねれば十分達成できるのではないかと考えてございます。

○大森委員 そのアンダーラインを書いた意味は何ですか。書けと言われたから書いていると。どういう意味があるんですか。

○勝見消費者調整課長 これは主として財務当局からの統一的な指示なんですけれども、中期計画はすべて予算ベースで書かれておりますので、現在、各独立行政法人の中期計画の開始時期と終了時期はそれぞれ法人によって違いがありますが、各独立行政法人の中期計画と18年度からスタートする5か年計画による人件費削減計画と、その重なる部分については基本的に予算ベースで書くということです。これは各法人によって更に場合によっては5%以上やるというところもあるかもしれませんので、中期計画の数字をそのまま書き込まなければいけないというものではありませんけれども、国民生活センターの場合は中期計画で、現在実行しております人件費削減もかなり高いハードルですので、それは現在の中期計画期間中はそのまま従来どおりやらせていただき、それで残った分については、次期中期計画の中で実行していくという考えでございます。

○山本分科会長 よろしいですか。

○大森委員 この送られたものを読んで、そういうふうに理解できるのかね。

5%は人件費だから、普通は人を減らすんです。一般管理費の中で人件費をどうするかという話の中には、例えば、新規求人をも1減らすとか2減らすとか、そういう手法があるじゃないですか。そうするとわかりやすい。1人減るのかと、その分の1年間の総経費が減るんだ、人件費が減るんだとわかるけれども、ここはそうやらないんでしょう。

○勝見消費者調整課長 国民生活センターの場合は、旧特殊法人時代と違いまして、もう既に定員という概念はなくなっておりますので、結果的に人を減らしても人件費の削減になるわけですが、

○大森委員 そうすると交付金全体は一般管理費として来るわけで、あと、どういうふうにするのかは中の工夫になるわけですか。

○勝見消費者調整課長 そうということです。もう既に中期計画を半分ぐらい経過しておりますので、従来は基本的には国民生活センターは新規採用を抑制するという形で、すべてではないですが、人件費の削減は新規採用の抑制ということで主として対応していたということでございます。

○大森委員 何かまだこの加わったアンダーラインと13%の関係が余り、要するに中に入っているから、13%削減するということを変えなくていいわけですね。

○勝見消費者調整課長 そうということです。

○大森委員 ただし、新しく加わったその0.2%は、次の計画のときに頑張ると。

○勝見消費者調整課長 そういことです。

○大森委員 そこだけ書いてくれるとわかりやすい。既に入っているのに、しかし、この5%をするためには0.2%残る分だけ、それは次期に対応するんだと書いてくださった方がわかりやすいですね。

○勝見消費者調整課長 申し訳ございません。実はここの書き方については統一的になっておりますので。

○大森委員 そうい趣旨ならば、理解できましたのでいいです。

○山本分科会長 あるいは中期計画の書きぶりとしては、その0.2%をどうするかというのは、予算ベースだということを書けないんでしょうね。

○勝見消費者調整課長 そうですね。また次の中期計画はこの分科会で議論していただかなければならなくて、現段階でそこまで踏み込んで書くことはできないものですから。

○山本分科会長 ですから、ちょっとわかりにくいことは確かですが、委員の皆様はテイクノートしていただいて、そういう背景でございますので、よろしくお願ひします。

○勝見消費者調整課長 ただ、残りが単純計算で0.2%ですので、残り3年あるので、そこは次期中期計画に委ねて十分実行できるのかなと考えております。

○山本分科会長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。資料6～8まで御質問、御意見がございませんようでしたら、この中期目標、中期計画の変更につきましては、当分科会としては御質問は出ましたが、特段の意見はないということです。その原案をこの後開催されます本委員会に諮っていただきたいと思いますが、そういうとりまとめでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして、議題4「その他」に移ります。独立行政法人見直し検討スケジュールにつきまして、事務局から御報告をお願いします。

○勝見消費者調整課長 その他の議論は主に今後のスケジュールに関することでございますが、資料9「平成18年度における独立行政法人見直し検討スケジュール(案)」というもので、これは私どもがつくったものではなくて、総務省の行政評価局が作成したものです。

恐縮ですが、先ほどの資料5をもう一度ごらんいただきたいんですけども、行革の重要方針の抜粋でございます。その2枚目でございます。

「イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し」。国民生活センターはここに入ります。

「ウ 平成18年度における見直し」。ウの中に書かれております平成19年度末に中期目標期間が終了する31法人。これは先ほどの資料9の2枚目に、参考にどんな法人があるかすべて掲げてありますけれども、本来そこの独立行政法人の次期中期計画に向けての全般的な見直しは最終年度に行うということになっておりますけれども、今回の行革の重要方針の中で一部の法人に

についてはその最終年度に行うのではなくて、18年度に前倒しして業務組織全般の見直しを行えということが書いてございます。

その一部の法人にどういうところが入るかということなんですけれども、いわゆる政策金融関係の仕事をしている法人はすべてこの前倒しの対象になるということが、もう既に決まっております。

そのほかにも、政策金融に関わりのない法人についても一部見直しをせよということになっておりまして、これに国民生活センターが含まれるのかどうかということが、今年の初めの段階ではまだわからなかったんですけれども、最近、総務省の行政評価局の事務的なベースの話ですけれども、事務的なベースの整理では、国民生活センターはこれに含まれない方向ということになったようですので、当分科会では従来の計画どおり、全般的な次期中期計画に向けての業務及び組織全般の見直しは19年度に、当初既定方針どおりやっただければよいのかなと考えております。

ということで、もしこの国民生活センターが前倒しで見直し作業を行わなければいけないとなると、資料9に掲げましたスケジュールで、当分科会においても作業していただく必要があるのかなと思って、参考のために資料9として用意したんですけれども、現状では本件については必要なくなったと考えております。

引き続き、資料10の今後の当分科会の開催予定スケジュールにつきまして、簡単に説明させていただきます。

御参考までに国民生活センターだけではなくて、内閣府関係の独立行政法人をすべて同じ紙に掲げております。恐らく本委員会の方でも同じような資料が配られるかと思っておりますけれども、本日「評価基準等 見直し」、今、御審議していただいているところでございますけれども、例年どおり7月に国民生活センターから17年度の業務実績について報告を受けまして、8月の分科会で評価をしていただくということで、例年と同じ時期に2回分科会を開催させていただいて、御審議いただきたいと思っております。

まだ、7～8月の具体的な日程は事務局としても固めておりませんが、これは18年度に入りましてから、各委員の皆様のご都合を伺って決めさせていただきたいと考えております。

8月の分科会で17年度の業務実績の評価をいただいて、その後のスケジュールも、どうも国民生活センターは前倒しの見直しがなくなりそうですので、昨年と同様のサイクルで行いたいと考えております。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

というわけでございますが、独立行政法人のその前倒し見直しにつきましては、事務ベースでは国民生活センターは入らないという方向で整理が進んでいるということでございますが、なお最終決定ではございませんので、そのスケジュールも含め、資料9にお示ししたような整理になっております。それから、もし、そういうことがなければ、これは例年どおり資料10のようなスケジュールで今後の御審議をお願いすることになるということでございました。

この御説明につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○大森委員 前倒しをしなくていい理由なんて聞かない方がいいですね。政策金融は独立行政法人に入るので、これはせざるを得ないということはわかっているんだけど、それ以外についても、ほかのところで何か入るところはあるんですか。

つまりセンターについては総務省の方の事務ベースの人たちも、これは前倒しせずに従来の計画どおりやってくれればいいとどこかで判断しているのか、ほかも余り入らないのか、それはわかりですか。どうして。

○勝見消費者調整課長 我々ベースでは、そこまでは把握していないんですけども。

○大森委員 どうしてセンターは前倒しでなくていいのか、何か一言言われましたか。

○勝見消費者調整課長 それも特に。

○大森委員 では、聞いておられないんですね。よけいなことを聞くことはないという。

○勝見消費者調整課長 我々はざっくりばらんに考えて、政策金融についてはすべてやらなくてはいけないので、総務省の方の事務方の実務的なキャパもあるのかなと考えております。

○大森委員 もう一つは、やはりセンターが、国民に対するサービスは評価が高いでしょう。今、消費者問題がいっぱい起こっていて、それに的確に対応しているということについての活動評価は高いね。だから、日ごろの活動実績みたいのは微妙に入ってくるでしょうね。問題は有識者会議をどうするかです。あそこは結構な方々がお出でになって言われるかもしれないけれども、わかりました。ありがとう。

○山本分科会長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、今後の予定につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、資料10のような形で作業を進めるということでございます。

最後に添付しております、第5回、第6回の分科会の議事録、必要な修正は委員の御意向を伺って終了しておりますので、これを公開させていただきます。

それでは、本日は大変円滑に議事が進みまして、予定された議題はすべて終了いたしました。どうも御審議ありがとうございました。これで終了させていただきます。